

居住支援協議会等活動支援事業（住宅確保要配慮者居住支援協議会及び住宅確保要配慮者居住支援法人が行う民間賃貸住宅等への入居の円滑化に係る活動の支援に関する事業）の令和6年度公募に係る事務事業を実施する者の公募についての公示

令和6年2月21日

国土交通省住宅局長 石坂 聡

次のとおり、居住支援協議会等活動支援事業（住宅確保要配慮者居住支援協議会（以下、「居住支援協議会」という。）及び住宅確保要配慮者居住支援法人（以下、「居住支援法人」という。）が行う民間賃貸住宅等への入居の円滑化に係る活動の支援に関する事業）の令和6年度公募に係る事務事業を実施する者の公募について公示します。

（注1）本公募は、令和6年度予算によるものであり、令和6年度予算成立等が事業実施の条件となります。

（注2）本公募は、民間賃貸住宅等への入居の円滑化に係る活動を行う居住支援協議会及び居住支援法人に対する補助事業の公募ではありません。

1. 事業概要

（1）事業名

令和6年度居住支援協議会等活動支援事業の補助金交付等に係る事業

（2）事業目的

本事業は、令和6年度居住支援協議会等活動支援事業の補助金交付等を実施する者に対し、国が必要な費用を補助することにより、事業の円滑な実施を図ることを目的とする。

（3）事業内容

・次の①～⑩に掲げる全てを事業内容とする。

- ① 提案書類の受付及び審査
- ② 補助金の交付申請に係る審査及び交付決定
- ③ 中間報告における、補助金を交付決定した事業の実施状況の徴収、補助要件への適合確認等
- ④ 完了実績報告に係る審査及び補助金の額の確定
- ⑤ 補助金の支払い
- ⑥ ①～⑤に係る問い合わせ・相談への適切な対応（電話応対を含む。）
- ⑦ 申請内容・審査状況等のデータ管理と集計作業
- ⑧ 事務事業の実施を通じて明らかになった課題や問題点の整理
- ⑨ ①～⑧の業務に関する当省への情報共有
- ⑩ ①～⑨に付随して必要となる業務

- ・全体を通じて、事業者（居住支援協議会及び居住支援法人）に対する負担軽減と効率的な事務運営を実施できるよう留意すること

(4) 事業期間

事業期間は、以下のとおり予定している。

令和6年4月1日（月）～令和7年3月31日（月）

2. 補助対象事業者の要件

次の（１）～（６）までの全ての条件を満たすことのできる民間事業者等とする。

- (1) 本事務事業の実施に係る計画が、適切なものであること。
- (2) 本事務事業を的確に遂行するために必要な組織、人員を有していること。
- (3) 本事務事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有していること。
- (4) 本事務事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないよう、公平かつ中立な立場において業務を実施すること。
- (5) 本事務事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- (6) 本事務事業において知り得た情報の秘密の保持及び管理を徹底すること。

3. 手続等

(1) 担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省 住宅局 安心居住推進課 中田

電話 03-5253-8111（内線 39834）

電子メール hqt-kyougikai-oubo@gxb.mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

- ① 期間 令和6年2月21日（水）から令和6年3月5日（火）まで
- ② 場所 上記担当部局
- ③ 方法 電子媒体で交付※説明書の交付を希望する場合は、(1)の担当までメールにて連絡を行うこと。

(3) 申込書の提出期限、場所及び方法

- ① 期限 令和6年3月6日（水）12時00分まで
- ② 方法 電子メールにて提出

※以下の規定によることとし、当該メールを提出後、上記担当部局までその到着を確認すること。

- ・ 使用可能なソフトは以下のとおりとする。（これ以外での提出は無効）
「Just System 一太郎 11」「Microsoft Word2016」「Microsoft Excel2016」
「Microsoft PowerPoint2016」「Adobe Acrobat ReaderDC」以前の形式に限る。
- ・ ファイルのデータ総量は20メガバイト以内とすること。

4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨、単位は日本の標準時及び計量法に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3.(1)に同じ
- (3) 申込書の作成及び提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された申込書は、当該申込者に無断で二次的な使用は行わない。
- (5) 申込書に虚偽の記載を行った場合は、当該申込書を無効にするとともに、申込者に対して、補助事業者の資格の取消を行うことがある。
- (6) 採用された申込書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成 11 年 5 月 14 日法律第 42 号)により、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。なお、採用されなかった申込書は、原則破棄するため、返却を希望する場合は、申込書を提出する際にその旨を申し出ること。
- (7) 詳細は説明書による。